

(提言)「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について—社会福祉学の視点から—」

1 現状及び問題点

近年、孤独死、ひきこもり、自殺者など社会的つながりが弱い人の問題が増加している。こうした問題の背景には、家族、職場、地域社会といった安定的であった帰属の場を喪失した場合だけでなく、これらの帰属の場そのものが流動化し不安定化したことがある。今後、社会的つながりが弱い人の問題は、先進諸国で大きな社会問題となっていくことが予想される。実際イギリスでは、今年孤独担当相を設置し対策を検討している。本提言は、この問題に対して社会福祉学の視点から、政府、自治体、社会福祉関係団体に対して必要な政策等を提言するものである。

2 提言の内容

(1) 包括的な相談支援体制を構築するために

- ・ コミュニティソーシャルワーカーを日常生活圏域ごとに1万人配置すること。
- ・ 縦割りで予算化されている事業予算を市町村が柔軟に再編成できるようにして、社会的つながりが弱い人の新たなニーズに対応できるようにすること。
- ・ 各行政機関や公共サービス事業者が有する生活困難リスクに関する情報を市町村において集約化してリスクマネジメントできる体制を構築すること。
- ・ 既存の市町村社会福祉行政や保健所等の一部の機能を再編成し、専門的緊急支援が可能な体制（「福祉署」(仮称)）を創設すること。

(2) 社会的つながりを再構築するために

- ・ 市町村において、分野横断的な地域福祉計画の策定を義務化すること。
- ・ 適切な受援力を高めるための学校教育プログラムの開発等を行うこと。
- ・ 差別を受けやすい人の社会参加を促進するために「合理的配慮」の対象を障害者に限らず拡大すること。
- ・ 属性ごとの社会福祉法体系からニーズベースの社会福祉法体系へ転換すること。